

後期高齢者医療制度被保険者の方へ (=75歳以上の方[65歳～74歳までの障害認定の方も含む]) 保険証の到着確認をお願いします

8月1日から保険証(後期高齢者医療被保険者証)が新しくなります。

新しい保険証は薄い茶色です。7月末に普通郵便でお送りしましたので、確認をお願いします。(封筒はうぐいす色です。希望のあった方には「簡易書留」でお届けしました。)

「保険証が見あたらない」、「紛失してしまった」という方は、再交付の申請をしていただく必要があります。詳しくはお問い合わせください。

○臓器提供意思表示欄について

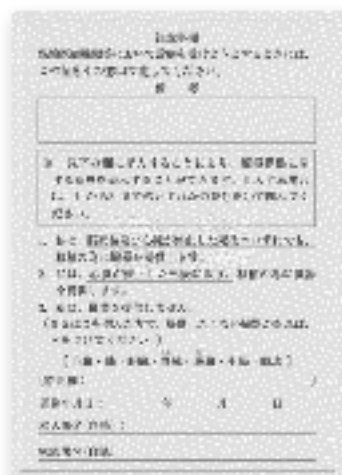
保険証の裏面には、臓器提供に関する意思表示欄が設けられています。脳死後や心臓停止後の臓器提供の意思表示にご活用ください。

※記入は任意ですので、必ず記入しなければならないものではありません。

※記入内容を見られたくない場合は、役場窓口においてあります「個人情報保護シート」をご利用ください。

○「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」がご利用できます。「限度額適用・標準負担額減額認定証」を入院や、高額な外来診療を受ける際に医療機関に提示すると、医療費の窓口負担と入院時の食事代などが所得に応じた負担額でおさえられます。交付を希望される方は、役場までお問い合わせください。



問い合わせ先 下仁田町役場 健康課 国保係 ☎82-2111 内線321・322

特定疾患等難病患者見舞金

町では、特定疾患等患者、難病患者、またはその保護者に対して見舞金を支給しています。別表に該当する方は役場健康課で申請して下さい。

支 援 要 件	申請に必要なもの
心臓機能障害1～3級	身体障害者手帳 印鑑・通帳
腎臓機能障害1～3級	
ぼうこう・直腸障害	
リウマチ1～3級	
こんにやくぜんそく	医師の証明書・印鑑・通帳(証明書は健康課にあります)
特定疾患医療給付	特定疾患等医療受給者証 印鑑・通帳
小児慢性特定疾患医療給付	
慢性疾患児医療給付	

すでに受給されている方には、毎年8月に現況届の提出をお願いしています。現況届の提出がされない場合は、見舞金の支給が停止となります。

【問い合わせ先】 健康課福祉係 内線326